

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月19日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年1月10日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「公園等施設管理委託（バリアフリー検討調査設計）北浦和公園報告書。平成11年2月。埼玉県浦和公園事務所。株式会社〇〇〇〇〇作成 この資料の開示をお願い致します。」、「上記の資料は平成10年11月30日埼玉県立季題美術館会議室で行われた意見交換会 この時の公園内確認や意見交換会を元に作成されています。この意見交換会の記録全ても開示をお願い致します。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「公園等施設管理委託（バリアフリー検討調査設計）－北浦和公園－報告書 平成11年2月 埼玉県浦和公園事務所 株式会社〇〇〇〇〇〇設計事務所」（以下「本件対象文書1」という。）及び「北浦和公園のバリアフリー化のための障害者との意見交換会報告書（平成10年11月30日）」（以下「本件対象文書2」という。）（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定し、令和5年1月19日付けで、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和5年2月1日付けで、本件処分を取り消し、開示することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年3月28日に実施機関から条例第

24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、令和5年5月25日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

部分開示された公文書は、過去に情報提供され、公開されている。

本件対象文書1は、参加した団体にも提供されている。

本件対象文書2は、埼玉県立近代美術館から情報提供として、全て開示された状態で受け取っている。

情報提供により公開された資料は、個人を識別された状態にあった文章については部分を非開示にする理由に該当しない。

(3) 反論書の趣旨

条例の目的は、県民の知る権利を保障することであり、これを守ることが根底に置かれている中での個人情報保護が行われている。

本件対象文書に記載された参加者は障害者団体のメンバーであり、自分の氏名や写真が掲載されることを成果のひとつとして考える人がほとんどである。

北浦和公園事務所や埼玉県立近代美術館と団体との取組みは、団体が発行する団体通信に、氏名や写真も併せて掲載されており、これは、県庁所在地の社会福祉協議会等に配布されている。

旧大宮市の社会福祉協議会では、ふれあい福祉センターのロビーに団体通信が置かれ、閲覧できるようになっていた。

個人情報保護の名目のもと、歴史的に残し、多くの人に見てもらわなければならない公文書について、希望しない人たちまで一律に黒塗りにすることは、条例の目的である県民

の知る権利を保障することに反する。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、平成10年当時、「バリアフリー検討調査設計」業務を委託し、作成させた報告書である。

「⑥ 意見交換会議事録」の冒頭には、「参加者：(アドバイザー) (管理者側) (調整)」の氏名が掲載されており、また、現地踏査時の写真には、個人の顔を識別できるものが掲載されている。

「参加者」のうち「アドバイザー」及び「調整」の氏名並びに写真で個人の顔を識別できるものは、条例第10条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして不開示としたものである。

「アドバイザー」及び「調整」の氏名は苗字のみであるが、本件対象文書1の表題や他の記述などと組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができるものである。

また、「アドバイザー」及び「調整」の氏名並びに現地踏査時の写真で個人の顔を識別することができるものは、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報ではない。

審査請求人は、本件対象文書1は、参加した団体へも提供されており、過去に情報提供により公開され、個人を識別された状態にあったものについては、部分を不開示にする理由には該当しない旨の主張をしている。

しかし、仮に審査請求人が本件対象文書1と同じものを所持していても、それは、当時、意見交換会等に関わった関係団体等に配布したものの一部と考えるのが自然である。

本件対象文書1は、公衆が知り得る状態に置かれているものではなく、開示しない情報とした「アドバイザー」及び「調整」の氏名並びに個人の顔を識別できるも

のが一般に公にされているものとは言えない。

また、本件対象文書1が公開された、又は公開されている事実を確認することはできなかった。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、当時、北浦和公園を管理していた埼玉県浦和公園事務所が開催した意見交換会等に参加した職員が作成した、館内情報共有のための報告書である。

「2 出席者」には、「障害者の方」の氏名、性別、障害の程度、役職等が記載されている

このうち、「障害者の方」の氏名及び役職は、条例第10条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして不開示としたものである。

「障害者の方」の氏名は苗字のみであるが、本件対象文書2の表題、性別、障害の程度等の他の記述と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができるものである。

また、「障害者の方」の氏名及び役職は、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報ではない。

審査請求人は、本件対象文書2は情報提供として全て開示されており、過去に情報提供により公開され、個人を識別された状態にあったものについては部分を非開示にする理由には該当しない旨の主張をしている。

調べたところ、平成31年2月頃、本件対象文書2について、審査請求人から黒塗りしないものが欲しい旨の情報提供要望を受け、全ての情報を開示して情報提供し直すという誤った結論に至ったことが判明した。

不開示とすべき情報は、それが誤って開示されたことにより、開示すべき情報へその性質・内容が変化することはあり得ず、既に開示してしまったことを理由に開示すれば、条例に違反する結果となるといわなければならない。

このため、本件対象文書2中の「障害者の方」の氏名及び役職が誤った情報提供

により既に開示されていることは、当該情報の不開示情報該当性を覆すものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対し本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書は情報提供により公開されているものであり、また、障害者団体のメンバーのうち黒塗りとなることを希望しない者まで氏名等を黒塗りすることは条例の目的である県民の知る権利の保障に反すると主張して、本件処分を取消し、対象文書の全部を開示することを求めている。

このため、当審査会では、実施機関の行った処分の妥当性について検討する。

### (2) 本件処分の妥当性について

#### a 条例第10条第1号について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

#### b 本件対象文書1について

本件対象文書1の不開示情報は、写真のうち個人の顔と意見交換会議事録のう

ちアドバイザー及び調整者の名字である。

これらは特定の個人を識別できるものであり、条例第10条第1号に該当する。

また、当該情報が同号ただし書イ、ロ又はハに該当するとも認められない。

c 本件対象文書2について

本件対象文書2の不開示情報は、意見交換会報告書のうち民間の参加者と委託先事業者の従業員の名字と特定の団体の役職名である。

名字は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。

また、本件処分において不開示となっている特定の団体の役職名は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。

また、これらが同号ただし書イ、ロ又はハに該当するとも認められない。

d その他

審査請求人は、本件対象文書について、情報提供により公開されている、障害者団体のメンバーは氏名等が掲載されることを成果と考えることがほとんどである、また、障害者団体が発行する団体通信では氏名や写真が掲載され公共施設等で閲覧可能であると主張する。

これが条例第10条第1号ただし書イに該当するとの趣旨であるとするれば、本件対象文書1及び本件対象文書2が同号ただし書イに定められる「慣行として公にされ」た情報に該当するかが問題と成り得る。

慣行として公にされている情報とは、慣行法として法規範的な根拠を要するものではないが、事実上の慣習として公にされているものである必要がある。

審査請求人の主張は、個別の事情にとどまるものであり、それをもって慣行として公にされているとは認められない。

なお、任意の情報提供と情報公開の制度は趣旨が異なるものであることから、審査請求人の主張を認めることはできない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 3月28日	諮問(諮問第341号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 5月25日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第159回審査会)
令和5年 6月22日	審議(第一部会第160回審査会)
令和5年 7月24日	答申